

米軍構成員、軍属の私有車両の登録（昭和27年6月）

米軍構成員、軍属の私有車両の登録

昭和27年6月日米合同委員会において次のように合意されている。

1. 日本法の適用について

- (1) 米国陸海空軍の所有する車両は、公用車両として、道路運送車両法等の日本国法令は適用されない。
- (2) 行政協定第10条第3項にいうところの私有車両には日本国法が全面的に適用される。

2. 登録及び検査の実施方法

- (1) 私有車両は、当該車両の所有者が住んでいる都道府県に登録する。
- (2) 登録及び車両検査の事務は、日本政府当局が行う。
- (3) 日本の登録番号標を車両につけたまま帰国することは差支えない。
- (4) 臨時軍務のため、所有車両を他府県へ移動する場合には、登録換をしなくてもよい。

米軍公用車両の表示に関する措置（平成8年3月）

米軍公用車両番号標に関する日米合同委員会合意について

平成8年3月28日
外務省

日米地位協定第10条2に関し、平成8年3月28日の日米合同委員会において、別紙のとおり承認された。

別紙

（全文仮訳）

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第10条2の実施に関する措置

合衆国軍隊の公用車両（以下「車両」という。）は、以下のとおり標示を掲げる。

- 1 全ての車両は、日本の公道又は私道において運用される際には、車体の前方部及び後方部に番号標を付ける。この番号標は、横30.5センチ・メートル、縦15.5センチ・メートルより小さくないものとする。この番号標は明瞭に視認され、また、白色の背景に黒、青、又は赤色の明確な識別番号を付したのものとする。また、技術的に困難な場合又は運用上禁止される場合を除く外、夜間に番号標が視認されるようにするため、車両の後方部に番号灯を取り付ける。
- 2 車両が合衆国軍隊の施設及び区域内で運用される間には、上記1の番号標を付ける必要はない。合衆国軍隊の施設及び区域から出発港へ、又は、到着港から合衆国軍隊の施設及び区域へ車列を組んで移動する車両は、上記1の番号標を付ける必要はないが、個別の記号を付ける。ただし、車列の先頭車両及び最後尾車両は、上記1の番号標を付ける。